従業員各位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社○○

総務局人事部人事課

人事課長○○ □△

＜ストレス・チェックの実施について＞

平成26年6月より施行された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」等に基づき、平成27年12月より適用開始となる「ストレス・チェック」を以下の仕様にて実施したします。

対象となる方は、ぜひ受験するようお願いいたします。

記

１．目的

労働者自身によるセルフケアおよび職場環境改善を通じ、メンタルヘルス不調の未然防止を図る「一次予防を目的としています。

２．対象

社員・契約社員および月間労働時間○○時間以上の勤務を行っているアルバイトの方

３．実施概要

（１）実施者

主任実施者　○△×男医師（当社産業医）

共同実施者　ダイヤル・サービス株式会社

（２）実施事務従事者

人事部人事課　□△○男　内線0000

同　　　　○○□子　内線0000

（３）実施期間

平成27年○月×日～○月□日

（４）実施方法WEB方式と質問紙様式の併用

※部署・職種等により変わります

４．高ストレス者に対する面接指導

ストレス・チェックの結果、医師による面接指導を受ける必要があると医師が認めた方については、面接指導を受けることを勧奨する案内がなされます。

面接指導を希望する場合は、上記実施事務従事者へ所定の期日までに申し出てください。

５．個人情報の保護

受検者の結果等の情報は、受検者本人の同意がない限り会社側は知ることができません。

６．集団分析について

個人の結果をもとに、受検者のストレス値を組織単位で集計いたします（集団分析）。このデータは当該組織長に開示し、今後の組織単位でのストレス状況に対する施策を立案・実行するために活用いただきます。

※なお、集団分析は受検者10人未満の場合は、上位組織に合算した数値で行います。